

公 告

関税法第42条第2項の規定に基づき、下記のとおり保税蔵置場の許可期間を更新したので、同条第3項により公告する。

記

1 更新を認められた者の住所及び氏名又は名称

東京都港区虎ノ門二丁目10番4号

J X 金属製錬株式会社

(法人番号 : 5010001207282)

2 保税蔵置場の名称及び所在地

J X 金属製錬株式会社 佐賀関製錬所

大分県大分市大字佐賀関3の3382番地

3 更新した期間

自 令和6年4月1日

至 令和12年3月31日

令和6年3月19日

門司税関長 末永 広